

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案（閣法第一九号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、在ダバオ日本国総領事館及び北大西洋条約機構日本政府代表部を新設するとともに、同総領事館及び同日本政府代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。

二、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。

三、外務公務員の子女教育手当の支給額を改定する。

四、この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、在ダバオ日本国総領事館及び北大西洋条約機

構日本政府代表部に関する部分は、政令で定める日から施行する。